

堺市社会福祉審議会規程 新旧対照表（下線は改正部分）

旧	新
<p>(部会)</p> <p>第3条</p> <p>2 児童福祉専門分科会に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項の規定による措置、同法第33条の6の2第1項による児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の請求、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条の規定による里親の認定に関する事項の審査、児童福祉法第33条の15の規定による被措置児童等虐待に関する事例、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項の規定による事例の分析等、児童福祉法第12条第7項及び児童虐待防止対策支援事業の実施について（平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく児童相談所の運営に関する評価等、児童福祉法第11条第1項第2号りの規定による児童の権利の擁護に係る環境の整備、児童福祉法第34条の15第4項の規定による家庭的保育事業等の認可、同法35条第6項の規定による保育所の認可及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項の規定による幼保連携型認定こども園の認可の際の意見聴取を行うため、同表の左欄に掲げる審査部会及び検証部会等を置く。</p>	<p>(部会)</p> <p>第3条</p> <p>2 児童福祉専門分科会に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項の規定による措置、同法第33条の6の2第1項による児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の請求、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条の規定による里親の認定に関する事項の審査、児童福祉法第33条の15の規定による被措置児童等虐待に関する事例、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項の規定による事例の分析等、児童福祉法第12条第7項及び児童虐待防止対策支援事業の実施について（平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく児童相談所の運営に関する評価等、児童福祉法第11条第1項第2号りの規定による児童の権利の擁護に係る環境の整備、児童福祉法第34条の15第4項の規定による家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可、同法35条第6項の規定による保育所の認可及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項の規定による幼保連携型認定こども園の認可の際の意見聴取を行うため、同表の左欄に掲げる審査部会及び検証部会等を置く。</p>

旧		新	
部 会 名	審 議 す る 事 項	部 会 名	審 議 す る 事 項
児童措置審査部会	(1) 児童福祉法第27条第6項に規定する措置に関する事 (2) 児童福祉法第33条の6の2第1項による児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の請求に関する事	児童措置審査部会	(2) 児童福祉法第27条第6項に規定する措置に関する事 (2) 児童福祉法第33条の6の2第1項による児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の請求に関する事
里親審査部会	里親の認定に関する事	里親審査部会	里親の認定に関する事
子ども虐待検証部会	(1) 児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析、検証等に関する事 (2) 児童福祉法に基づく被措置児童等虐待に関する事 (3) 児童相談所の運営に関する評価及び検証に関する事	子ども虐待検証部会	(3) 児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析、検証等に関する事 (4) 児童福祉法に基づく被措置児童等虐待に関する事 (3) 児童相談所の運営に関する評価及び検証に関する事
子ども権利擁護部会	児童福祉法第11条第1項第2号りに規定する児童の意見又は意向に関する調査審議に関する事	子ども権利擁護部会	児童福祉法第11条第1項第2号りに規定する児童の意見又は意向に関する調査審議に関する事
幼保連携型認定こども園等認可審査部会	(1) 家庭的保育事業等の認可に関する事 (2) 保育所の認可に関する事 (3) 幼保連携型認定こども園の認可に関する事	幼保連携型認定こども園等認可審査部会	(1) 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可に関する事 (2) 保育所の認可に関する事 (3) 幼保連携型認定こども園の認可に関する事